

厚生労働大臣との会談要旨

【大臣発言要旨】

- 本日は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた、感染症の検査体制の強化について、説明する。
- 私は先ほど国立感染症研究所村山庁舎を訪問し、BSL-4施設の状況を確認するとともに、国立感染症研究所から海外からの一種病原体の分与について改めて詳細な説明を受けたところである。
- 平成27年8月に国立感染症研究所村山庁舎施設をBSL-4施設に指定した後、厚生労働省・国立感染症研究所は、安全対策や地域交流等、市長と確認した取組を進め、地域住民の皆様方の安全・安心を最優先として、施設運営に努めてきた。
- 来年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるが、多数の外国人観光客等の訪日が見込まれることから、感染症が持ち込まれる危険性や国際テロの発生も懸念される。
- こうした状況に対応し、感染症の診断のための検査精度の向上、患者の治療への寄与等による検査体制等の充実・強化のため、海外からエボラ出血熱等5種類の一種病原体の分与を受けることを検討してきた。
- 厚生労働省・国立感染症研究所は、本件に関する説明会、施設見学会等を、昨年12月から5月にかけて、計13回にわたり実施し、地域住民の皆様の御理解を得るための努力を重ねてきた。
- 5月30日の国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会において、国立感染症研究所として、これまでの議論の整理を行った。この議論の整理を踏まえ、厚生労働省としても、地域住民の理解が進んできたこと、東京オリンピック・パラリンピックまでの準備期間等を勘案し、海外から一種病原体の分与を受けたいと考えている。
しかしながら、今なお不安をお持ちの地域住民の方がおられることも承知しており、安全対策の強化や訪問説明会の実施など、継続して御理解を得るための取組も進めていきたい。

- 地域住民の思いを最も把握されている藤野市長からも、国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設の今後の運営に当たっての課題や要望事項をお伺いした上で、最終的な判断をしたいと思うので、忌憚のない御意見を願います。

【市長発言要旨】

- 厚生労働省には、国立感染症研究所村山庁舎施設の稼働に当たって、平成27年にお示しいただいた大臣確認事項の内容に関して、前向きに取り組んでいただいた。例えば、施設や施設周辺の安全対策、災害・事故対策、避難対応も強化され、BSL-4施設で行われる業務内容は、近隣自治会の代表者や武蔵村山市役所職員も参画する施設運営連絡協議会で説明されるなど、施設運営の透明性の確保にも努められてきた。
- 大臣は、国民の生命と健康を守るという立場でお話をされていることは十分に理解している。一方で、私は武蔵村山市民の生命と健康を守るという立場であり、また、不安に感じているとの意見もあることから、それを取り除くための取組を具体的に進めていただきたいと思っている。
そこで、市としての要望事項をとりまとめた。
- 1点目は、施設の安全対策、防災対策についてである。
施設の運営は、市民の安全・安心の確保を最優先に対応していただきたい。
海外から一種病原体の分与を受ければ、村山庁舎には常時一種病原体が存在することになる。国立感染症研究所では、これまでも年間の安全対応訓練や感染研内・施設周辺の安全対策を進めてきたことは承知しているが、これを期に一段高い安全対策・災害・事故対策の強化を行っていただきたい。
- 2点目は、BSL-4施設で実施する業務についてである。
村山庁舎のBSL-4施設の使用は、引き続き、感染者の生命を守るために必要な診断や治療等に関する業務に引き続き特化していただきたい。
一種病原体の分与に関して、引き続き周辺住民への説明を行うとともに、十分な理解が得られるよう努めていただきたい。
また、万が一事故等が発生した場合には、施設内での業務を直ちに停止し、周辺住民や市に対する情報提供を含め、対応を速やかに行っていただきたい。

- 3点目は、情報開示・コミュニケーションについてである。

施設運営の透明性を確保するため、引き続き、施設運営連絡協議会を継続して開催し、施設の使用状況を報告するとともに、施設見学会や説明会を継続的に実施し、積極的な情報開示や、地域とのコミュニケーションの強化に努めていただきたい。

- 4点目は、施設の移転についてである。

昨年9月、世界各国のBSL-4施設の設置の進め方や立地の要件などを含めて、国立感染症研究所の機能強化等に関する厚生労働科学研究が開始された。

平成27年の村山庁舎のBSL-4施設指定の際に行われた大臣確認事項では、「武蔵村山市以外の適地におけるBSL-4施設の確保について検討し、結論を得る」とされているが、ようやくこの動きが具体的なものになってきたと評価している。

武蔵村山市としては、武蔵村山市以外の適切な場所におけるBSL-4施設の確保に向けて積極的に関与していきたいと考えており、厚生労働科学研究で世界各国のBSL-4施設の設置の進め方や立地の要件などの研究成果を得た後には、武蔵村山市以外の適切な場所へのBSL-4施設の移転について、具体的な検討を行っていただきたい。

また、武蔵村山市職員を検討組織に参画させていただきたい。

- 5点目は、施設及び施設周辺の環境整備についてである。

施設及び施設周辺の安全対策や災害・事故対策及び避難対応について更なる強化に努めていただきたい。

具体的には、避難拠点及び避難路の整備に係る経費の助成や周辺住民の生活環境に配慮した環境整備等について要望する。

- 以上5項目について、施設を所管する国の責任において履行することを要望する。

【市長からの要望を受けた大臣要旨発言】

- まずは、海外からの一種病原体の分与を受けることは、国民の生命と健康を守るため、検査体制等の対策を十分なものとしておきたいという考えのもとで行われることを、改めてお伝えしたい。

その上で、武蔵村山市の地域住民の生命と健康を守るという市長の思いも受け

止め、今回要望いただいた点について、厚生労働省としての対応方針を説明する。

- 各項目の要望については、厚生労働省及び国立感染症研究所の責任において対応することをお約束する。

- 1点目の「施設の安全対策、防災対策」についてである。

御要望にあったように、国立感染症研究所 村山庁舎の施設運営は、市民の安全・安心の確保を最優先にすることが基本と考えている。施設や施設周辺の安全対策、災害・事故対策、避難対応は強化されてきているが、一種病原体の分与を期に、一段高い対策の強化を行っていく。

- 2点目の「BSL-4 施設で実施する業務」についてである。

平成27年の大臣確認事項においても、「村山庁舎のBSL-4 施設の使用は、感染者の生命を守るために必要な診断や治療等に関する業務に特化する」とされているが、国立感染症研究所は公衆衛生の目的のために設置された機関であり、この考えに変わりはない。

また、一種病原体の分与に関して、引き続き周辺住民への説明を行っていく。

さらに、万が一事故等が発生した場合の対応も速やかに行っていく。

- 3点目の「情報開示・コミュニケーション」である。

地域住民の皆様にご信頼いただくためには、施設運営の透明性の確保が重要である。制約なく研究目的で使用することに對する地域住民の皆様の懸念を払拭するため、BSL-4 施設で行われる業務内容は、施設運営連絡協議会で説明しているほか、施設見学会や説明会も継続的に実施してきている。

今後ともこうした取組をしっかりと行い、施設運営の透明性の確保に努めていく。

- 4点目の「施設の移転」についてである。

BSL-4 施設の確保は、我が国の感染症対策全般の強化とも密接に関係するものであるため、国立感染症研究所全体の機能強化を含めた骨太の検討が必要である。

そのためには、その前提として、施設の移転に関わる世界各国のBSL-4 施設の設置の進め方や立地の要件などの検討も含めた形で、我が国の感染症対策の課題の整理等を行う厚生労働科学研究で研究を進めている。

本年度末で研究結果をとりまとめることを予定しているが、その後、具体的な検討組織を設け、議論を進めるとともに、武蔵村山市の職員の方にも参画していただく。

- 最後に、5点目の「施設及び施設周辺の環境整備」についてである。
武蔵村山市の要望等を踏まえ、検討するとともに、その実現に向けて努力していく。
- 以上、5点を確認した。これによって市長や市民の皆様の思いにもお応えできるのではないかと考えている。

【大臣発言を受けた市長発言要旨】

- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国民の生命と健康を守るため、検査体制等の対策を十分なものとしておきたいという、大臣の思いは私も理解する。
- 私としては、武蔵村山市民の生命と健康を守るという立場から、大臣がただいま御説明された確認事項に沿って、国の責任においてしっかりと対応し、実施していただきたい。
なお、改めてのお願いということになるが、BSL-4施設の運営に当たっては、安全対策に関して、設備面、運用面から万全の対策を講じていただくようお願いする。

【市長発言を受けた大臣発言要旨】

- 市民の安全・安心を最優先に考えなければならないお立場から、我が国の感染症対策の強化という視点にも立って、市長に考えていただいていることに感謝申し上げます。
国立感染症研究所村山庁舎が、武蔵村山市民にとっても、日本にとっても、誇りになるよう、努めてまいりますので、引き続き、御理解と御協力をお願いする。